

令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付要綱

令和2年7月28日2福保感事第176号

(趣旨)

第1条 東京都の交付する、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業にかかる慰労金（以下「慰労金」という。）については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱（令和2年6月16日付医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 医療機関等に勤務する医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

(慰労金の給付)

第3条 慰労金の対象者及び金額は、国実施要綱3（17）に基づき、別紙のとおりとする。
2 本事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(慰労金の申請等)

第4条 慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、医療機関等が、医療従事者等から代理申請・受領委任状（様式第3号の1及び第3号の2）の提出を受けて代理申請・受領を行い、医療機関等から医療従事者等に給付するものとする。医療従事者等から委任を受けて代理申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに給付申請書（様式第6号）、医療機関等情報（様式第1号）及び給付対象内訳（様式第2号）を、東京都国民健康保険団体連合会を通じて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。やむを得ない場合には、給付申請書（個人用）（様式第9号）により、医療従事者等から東京都への個別での申請を妨げない。

(申請の受付開始日及び期限)

第5条 慰労金の申請受付開始日は、令和2年7月28日とし、東京都国民健康保険団体連合会を通じて申請する場合は同年11月30日までに、個別に申請する場合には令和3年3月31日までに申請しなければならない。

(給付の決定)

第6条 知事は、申請者又は医療従事者等から第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに慰労金の給付を決定するものとし、その決定の内容を申請者又は医療従事者等に通知するとともに、慰労金を給付する。

(慰労金の給付等に関する周知等)

第7条 知事は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により医療機関等及び医療従事者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関等又は医療従事者等から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

(実績報告)

第10条 代理申請・受領を行った医療機関等は、給付が完了したときは、あらかじめ指定する期日までに実績報告書(様式第7号)及び精算書(様式第10号)に添付書類を添えて知事に提出するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行する。

(別表)

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員
 - (1) 実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合 医療従事者や職員に対して一人当たり200,000円を給付
※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、一人当たり100,000円を給付
 - (2) 新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の場合 医療従事者や職員に対して一人当たり100,000円を給付
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は都から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員
 - (1) 実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等である場合 医療従事者や職員に対して一人当たり200,000円を給付
※ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、一人当たり100,000円を給付
 - (2) 新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合 医療従事者や職員に対して一人当たり100,000円を給付
- 3 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都、政令市及び特別区から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（都、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）
医療従事者や職員に対して一人当たり200,000円を給付
- 4 都から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員
 - (1) 実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合医療従事者や職員に対して一人当たり200,000円を給付
※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、一人当たり50,000円を給付
 - (2) 新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合 医療従事者や職員に対して一人当たり50,000円を給付